

単位料金年間固定契約 (選 択 約 款)

【ご注意ください！】

この選択約款は原料価格の高騰に備えた料金プランですが、その分、割高な原料価格水準の想定に基づく料金設定となっています。

このため、原料価格が値上がりしている場合であっても、結果的に一般契約その他の料金プランに比べて割高となってしまう可能性が高いことも想定されますので、十分にご注意ください。

令和5年4月1日実施

西 部 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 用語の定義	1
2. この選択約款の変更	1
3. 契約の締結	1
4. 料金	1
5. 基本料金	2
6. 単位料金	2
7. 料金又は延滞利息の支払方法	3
8. 料金又は延滞利息の払込み	3
9. その他	4
付則	5
1. 実施の期日	5

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものいたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

3. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、需要場所ごとに所定の方法により当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づくガス需給契約は、当社が(1)の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、当社は、一般ガス供給約款(7. 承諾の条件)における承諾できない事由に該当する場合には申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) お客さまは、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで(以下「最低利用期間」といいます。)契約を継続していただきます。
- (4) 当社は、この選択約款又は他の約款に基づくガス需給契約を最低利用期間経過前又は契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款又は他の約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) お客さまが最低利用期間経過前にこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、同一需要場所で新たに当社に対して他の約款に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、当該申し込みを承諾できないことがあります。

4. 料金

当社は、以下の定めに基づき料金を算定いたします。

- (1) 料金は、5の規定に定める基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、6の規定により算定した単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)

5. 基本料金

基本料金は、以下の通りといたします。

適用区分及び基本料金

料金表	適用する使用量	基本料金 (1か月につき)
料金表A	0立方メートルから 15立方メートルまでの場合	913.00円
料金表B	15立方メートルを超え、 30立方メートルまでの場合	1,133.00円
料金表C	30立方メートルを超え、 100立方メートルまでの場合	1,562.00円
料金表D	100立方メートルを超える場合	2,167.00円

6. 単位料金

- (1) 単位料金は、直近の原料価格の動向を踏まえ、毎年見直すものといたします。
- (2) 当社は、前年11月から1月までの3か月間の平均原料価格に基づき、(4)に定める各料金表の各基準単位料金に応じて算定した単位料金を、料金算定期間の末日が4月1日から翌年3月31日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。また、当社は、算定した単位料金をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

なお、単位料金は、次の算式により算定いたします。

単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.081円×原料指標価格差／100円 ×（1＋消費税率）

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (3) 基準平均原料価格、原料指標価格及び原料指標価格差は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

85,350円

② 原料指標価格（トン当たり）

前年11月から1月までの3か月間の貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位

といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

原料指標価格

$$= \{(\text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9423) + (\text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0620)\} \times 1.6$$

③ 原料指標価格差

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

$$\text{原料指標価格差} = \text{原料指標価格} - \text{基準平均原料価格}$$

(4) 基準単位料金は、以下のとおりといたします。

適用区分及び基準単位料金

料金表	適用する使用量	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
料金表A	0立方メートルから 15立方メートルまでの場合	246.76円
料金表B	15立方メートルを超え、 30立方メートルまでの場合	232.10円
料金表C	30立方メートルを超え、 100立方メートルまでの場合	217.80円
料金表D	100立方メートルを超える場合	211.75円

7. 料金又は延滞利息の支払方法

お客さまは、料金又は延滞利息を払込みの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 料金又は延滞利息の払込み

- (1) お客さまは、料金又は延滞利息を支払われる場合は、当社で作成した払込書により、又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)所定の方法により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等(以下「金融機関等」といいます。)でお支払いいただきます。
- (2) お客さまが料金又は延滞利息を(1)に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（19（7）及び20を除きます。）を準用いたします。なお、一般ガス供給約款における料金又は延滞利息に係る規定は、すべてこの選択約款で定める料金に係る規定と整合するように読み替えて解釈するものといたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和5年4月1日から実施いたします。